

四日市市告示第152号

四日市市空き家流通促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き家流通促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家流通促進補助金交付要綱（令和6年四日市市告示第202号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付変更の申請等)</p> <p>第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容、その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家流通促進補助金交付変更・中止申請書(第3号様式)</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象費用の20パーセント以内の変更をいう。</p> <p>3 市長は、第1項の<u>補助金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、<u>申請内容</u>を審査し、<u>適当と認めたときは、第7条による決定を変更又は中止し、四日市市空き家流通促進補助金交付変更・中止決定通知書(第4号様式)</u>により補助事業者</p>	<p>(補助金交付変更の申請等)</p> <p>第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容、その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家流通促進補助金変更交付申請書(第3号様式)</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象費用の20パーセント以内の変更をいう。</p> <p>3 市長は、第1項の<u>補助金変更交付申請書</u>を受理したときは、<u>変更内容</u>を審査し、<u>適当と認めたときは、第7条による決定を変更し、四日市市空き家流通促進補助金変更交付決定通知書(第4号様式)</u>により補助事業者</p>

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家流通促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市空き家流通促進補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市空き家流通促進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付条件

- (1) 四日市市空き家流通促進補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

(注意事項)

補助事業が完了し、空き家・空き地バンクに空き家の登録を行ったとき（補助金の交付申請時点で未登録のものに限る）は、補助事業の完了日または空き家・空き地バンクの登録日から30日以内又は登録日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、四日市市空き家流通促進補助金実績報告書を提出すること。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市空き家流通促進補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市
空き家流通促進補助金について、下記のとおりその内容等を変更・中止したいので、四
日市市空き家流通促進補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市
2. 申請の内容 変更 ・ 中止
3. 変更の内容（中止の場合は、記入不要）
4. 変更・中止の理由
5. 変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
6. 添付資料
 - (1) 変更後の見積書の写し等、変更内容がわかる書類
 - (2) その他変更内容が判断できる書類
 - (3) 市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家流通促進補助金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更・中止申請のあった四日市市空き家流通促進補助金については、四日市市空き家流通促進補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市
2. 申請の内容 変更 ・ 中止
3. 通知の内容
4. 変更交付決定額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
5. 補助金の交付条件
 - (1) 四日市市空き家流通促進補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家流通促進補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり
確定したので、四日市市空き家流通促進補助金交付要綱第11条の規定により通知しま
す。

記

1. 空き家の所在地 四日市市
2. 交付決定額 円
3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)